

産 政 第 36 号
令和2年4月21日

新潟県内各商工会議所会頭 様
新潟県商工会連合会長 様
新潟県中小企業団体中央会長 様

新潟県産業労働部長

**新型コロナウイルス感染症拡大防止のための
緊急事態措置の周知等について（依頼）**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、これまでも貴会に会員の皆様への周知をお願いしてきたところです。

県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置として、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、該当する施設等を運営する事業者に対して、施設の使用停止等の協力を要請することといたしました。

要請する休止期間は4月22日から、緊急事態宣言の終期とされている5月6日までとします。

この休止要請にご協力いただく事業者に対しては、協力金の支給を行います。

つきましては、このような趣旨を御理解いただき、改めて、貴会の会員の皆様への周知等について御協力をお願いします。

【参考】

- ・「新型コロナウイルス感染症のための緊急事態措置について（令和2年4月21日付け 知事要請文）」（別紙1）
- ・「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置及び事業者に対する協力金の支給について（令和2年4月21日 報道資料）」（別紙2）
- ・「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請（令和2年4月21日付け 対象施設一覧）」（別紙3）

新潟県産業労働部産業政策課 新井 電 話：025-280-5231 F A X：025-285-3783
--